

## 保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱

### (目的)

- 第1条 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育対策総合支援事業実施要綱」別添2に定める保育補助者雇上強化事業とする。

### (交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された施設ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 補助基準額及び補助率は別表「補助基準額表」のとおりとし、施設ごとに、別表に定める基準額と対象経費の実支出額と比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に8分の7を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

### (交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供

し、又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 市町村が（1）から（8）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 市町村が事業者に対して、この補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア（1）～（7）までに掲げる条件。

ただし、（1）～（5）まで及び（7）中「知事」とあるのは「市町村長」と、（5）及び（7）中「県」とあるのは「市町村」と（4）の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) （10）により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場

合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払いをすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超え

る部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

別 表

補助基準額表

補 助 基 準 額	補助対象経費
<p>1. 利用定員が121人未満の施設の場合            1 か所当たり年額 2,309,000 円            ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用する。            1 か所当たり年額 3,079,000 円</p> <p>2. 利用定員が121人以上の施設の場合            1 か所当たり年額 4,618,000 円            ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用する。            1 か所当たり年額 6,158,000 円</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料</p>

令和 第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金の交付申請について

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金所要額調書（別表 1）
- 3 令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金所要額内訳書（別表 2）

様式第2号

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日  
第 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度  
保育補助者雇上強化事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件

- (1) この補助金は、保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
- (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

令和 第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金の事業実績について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた令和  
年度保育補助者雇上強化事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続  
等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告し  
ます。

記

- 1 令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金精算額調書（別表3）
- 2 令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金精算額内訳書（別表4）

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金確定通知書

令和 第 号  
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年  
度保育補助者雇上強化事業費補助金については、令和 年 月 日付  
け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

1	確定額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	差引過不足(△)額	金	円

令和 第 年 月 日

埼玉県知事

市町村長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金について保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱第4条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第14条の規定による確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要県費補助金等返還相当額)  
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金調書

市町村名 \_\_\_\_\_

県		補助率	市町村								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費補助金相当額	予算現額	うち県費補助金相当額	
一般会計 民生費 児童福祉費 児童福祉総務費	円		円	円		円	円	円	円		

(注)

- 「科目」欄は、県の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別表1

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金所要額調書

市町村名: \_\_\_\_\_

総事業費 ① 円	寄付金その他 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	補助所要額 ⑦ 円
0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1 ①欄から⑦欄には、別表2の②欄から⑧欄の合計額をそれぞれ記入すること。

別表2

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金所要額内訳書

市町村名: \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の 支出予定額 ⑤	補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	補助所要額 ⑦×7/8 ⑧	保育補助者 配置年月日 ⑨	保育補助者 配置数 ⑩
か所	円	円	円	円	円	円	円		人
0	0	0	0	0	0	0	0		0
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に8分の7を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、施設ごとにこれを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表3

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金精算額調書

市町村名: \_\_\_\_\_

総事業費 ① 円	寄付金その他 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	補助所要額 ⑦ 円	交付決定済額 ⑧ 円	返還額 ⑨ 円
0	0	0	0	0	0	0		0

(記載上の注意)

1 ①欄から⑦欄には、別表4の②欄から⑧欄の合計額をそれぞれ記入すること。

別表4

令和 年度保育補助者雇上強化事業費補助金精算額内訳書

市町村名: \_\_\_\_\_

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	対象経費の実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	選定額 ⑦	補助所要額 ⑦×7/8 ⑧	保育補助者配置年月日 ⑨	保育補助者配置数 ⑩
か所	円	円	円	円	円	円	円		人
0	0	0	0	0	0	0	0		0
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		
			0			0	0		

(記載上の注意)

- ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑧欄は、⑦欄の額に8分の7を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、施設ごとにこれを切り捨てるものとする。)を記入すること。